

議会活動の範囲の明確化等について

1、本会議・委員会以外の議会活動

- 地方議会においては、本会議、委員会のほか、議会内部の協議や連絡調整のため、各派代表者会議、議会広報・図書運営委員会、正副委員長会議、全員協議会等が実態として開催されている。
- これらの活動は、議会における議案の審査や議会運営の充実を図るため、議員が共通の目的をもって行っているものであるが、現在、正規の議会活動は、本会議・委員会等法律に基づくものに限られ、これらの活動は正規の議会活動とは認められていない。このため、例えば公務災害補償の対象とはなっていない。
- こうした議会の活動のうち一定のものを法律上の議会活動として明確化すべきではないか。（公務災害補償の対象となる）

2、議員の報酬

- 地方議員の報酬は、勤務日数に応じた支給とする必要がなく、また地方議員には期末手当を支給することができるかとされており、非常勤職員等と異なる給与体系となっているが、地方自治法上非常勤職員等と同一の条文に規定されている。
- この性格の違いを明確化するため、地方議員の報酬について独立した条文を設け、その名称を固有の名称とする必要がないか。